

令和3年度 村山市しごと創生 民間事業計画支援事業実施要綱

(目的)

第1条 村山市まち・ひと・しごと創生を推進する上で「しごと創生」に着眼し、「地域資源を活用した産業の振興と雇用の創出」をテーマとし、民間における地域資源を活用した事業構想を募り、その構想をより実行性の高い事業計画にするとともに、構想の早期実現と雇用の創出につなげるために実施する村山市しごと創生民間事業計画支援事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業実施主体)

第2条 本事業の事業実施主体は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 農業、工業、商業等民間事業者
- (2) 特定非営利活動法人（NPO法人）
- (3) 特定目的会社
- (4) 本事業実施者が主体となって構成され、本事業実施者が代表者である組織

(事業内容)

第3条 支援の対象とする事業内容は、次に掲げる事業構想であって、新規事業の立ち上げ又は既存の経営の多様化や拡大に資するものとする。

- (1) 地域資源を活用し産業の振興に寄与する事業構想
- (2) 新たな雇用に創出する事業構想
- (3) その他地域活性化に寄与する事業構想

(採択要件)

第4条 採択要件は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画の実施が確実に見込まれること。
- (2) 正規雇用の創出が見込まれること。
- (3) 経営の多様化、拡大、他への波及効果が見込まれること。
- (4) 事業の自立性に係る検証が十分に実施されると見込まれること。

(構想承認申請書の提出)

第5条 事業の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙様式第1号により村山市しごと創生民間事業計画支援事業構想承認申請書（以下「申請書」という。）を作成し、市長に提出するものとする。

(審査)

第6条 申請書が提出された場合、市長は採択要件に基づき審査を行う。

(助成)

第7条 市長は、予算の範囲内において、第3条の事業構想に基づく事業計画策定に要する経費につき、別に定めるところにより助成するものとする。

附則 この要綱は、令和3年4月2日から施行する。